

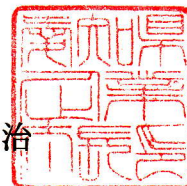
決定期間延長通知書

21企開第65号

平成21年7月6日

織田 重己 様

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川 利 治



平成21年7月2日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	県とトヨタ自動車の間で結ばれている契約
愛知県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	平成21年7月 2日から 平成21年7月16日まで
延長後の決定期間	平成21年7月 2日から 平成21年8月14日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者に意見書を提出する機会を付与する必要があるため。
担当課等	企業庁企業立地部研究施設用地開発課 調整グループ 電話 052-954-6702 (ダイヤル)